

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

大分県造林素材生産事業協同組合
令和7年2月25日

第1 目的

本実施要領は、本団体が定めた「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」(以下「行動規範」という。)で別途定めることとされた「事業者認定実施要領」(以下「本要領」という。)の内容を定めるものである。

第2 認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「合法性ガイドライン」という。)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(以下「間伐材ガイドライン」という。)に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「発電利用ガイドライン」という。)に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする組合員事業者等は、本要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係る「ライフサイクル GHG 算定に必要な情報」(以下、「GHG 関連情報」という。)の収集・管理・伝達を行う組合員事業者等については、発電利用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 本要領に基づく認定は、原則として本団体の組合員を対象とするが、組合員以外の者についても必要に応じて認定の対象とする。

第3 事業者認定申請

本要領に基づく認定を受けようとする組合員事業者等は、様式1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(以下「認定申請書」という。)を本団体へ提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本団体は、本要領に基づく認定のため、理事長が指名する審査員で構成する審査委員会を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「認定申請書」の内容について、本要領第5に掲げる「事業者の認定要件」及び林野庁が示した各ガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定するものとする。

なお、必要がある場合は現地審査を実施する。また、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施する。

- 3 本団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

組合員事業者等が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という)、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)と分別して保管することが可能な場所を有している又は確保していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有している又は確保していること。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本団体は、本要領第4に定める審査により認定する組合員事業者等(以下「認定事業者」という。))に対して、様式2で定める「事業者認定書」(GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。)を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、住所、団体認定番号及び認定年月日を本団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。
- 3 事業者認定書の交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、認定事業者は速やかに様式3で定める「事業者認定書記載事項変更届」により変更の内容を届出るものとする。
- 4 認定に係る手数料等は、別記1のとおりとする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号並びに合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 なお、別途、証明書を作成する場合の様式は、証明書例(別添2-1～2-7)による。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、様式4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供した木質バイオマスの証明に係る木材の取扱実績報告」により、合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに本団体へ報告するものとする。
- 2 本団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 立入検査

本団体は、必要に応じて、認定事業者による合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、本団体から検査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど本団体に協力しなければならない。

本団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導するものとする。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(継続認定を行う年度を除く)、書類検査を実施することとする。

第10 認定事業者の取消し

- 1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項(GHG 関連情報を含む。)に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 当団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他、認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本団体は、認定を取り消したときは、様式5で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 事業者認定の継続

- 1 事業者認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、様式6で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)」を本団体へ提出しなければならない。
- 2 事業者認定申請(継続)の審査及びその結果通知については、本要領「第4審査及びその結果の通知」により行うものとする。
なお、継続認定に係る手数料等は、別記1のとおりとする。

附則

- 1 この事業者認定実施要領は、令和7年2月25日から施行する。
- 2 「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(平成28年2月20日作成)は令和8年度末をもって廃止する。
- 3 「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(平成25年4月1日作成)は廃止する。

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用 に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 : 〒 -

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

(TEL

, FAX

印

)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)を行いたいのので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

この申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年 : 年
従業員数 : 人
- 2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)
○ 原木 :
・ 製材用等 m3
・ 発電用 (t, m3)
○ 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)
○○等 m3
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
別添 1-1、1-2 の「分別管理の実施」のための保管場所等がわかる図面(見取り図等)を添付してください。
- 4 分別管理及び書類管理の方針
別添1-1により作成して下さい。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は別添1-2により作成して下さい。
- 5 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載してください。
(名 称) (認定番号)
- 6 その他
資格(ISO、JAS等)を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去してください。

事業 者 認 定 書

年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

年 月 日付けで申請のありました(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定申請について、本団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定の場合】

この認定は、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定の場合】

大分県造素協 第 号 — G

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 年 月 日～ 年 月 日

(注)① 申請の本文中、()内の記載は、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用 に供する木質バイオマスの証明」のうち、認定申請のあったものについて行います。

事業者認定書記載事項変更届

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(新)事業者の所在地 :

(新)事業者の名称 :

(新)代表者の氏名 :

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】

(大分県造素協 第 号 — G)

年 月 日付けで認定のありました(合法性・持続可能性、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定書について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

認定の有効期間 : 年 月 日～ 年 月 日

1 (旧)事業者の所在地 :

(新)事業者の所在地 :

2 (旧)事業者の名称 :

(新)事業者の名称 :

3 (旧)代表者の氏名 :

(新)代表者の氏名 :

4 (旧)取扱責任者の氏名 :

(新)取扱責任者の氏名 :

※ (取扱責任者を変更した場合は、分別管理及び書類管理方針書の変更を添付して下さい。)

(注)① 上記項目のうち変更があった箇所のみ記載して下さい。

② 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定されたもの以外を実線で消去してください。

様式 4

**合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供した木質バイオマスの証明に係る木材の取扱実績報告**

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】
(大分県造素協 第 号 — G)

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期 間	令和 年4月1日～令和 年3月31日
2 木材の取扱量(総量) (※ 木材の取扱量は、原木、製材品、チップとも 請負・委託により生産したものは含めない。)	原 木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) 製材品 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材 であると証明されたもの	原 木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) 製材品 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
4 2のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材 であると確認されたもの	(該当項目とその量・単位を記載)
5 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく間伐材 等由来の木質バイオマスであると証明されたもの	原 木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
うち、GHG 関連情報を伴うもの	(該当項目とその量・単位を記載)
6 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく一般木質バ イオマスであると証明されたもの	原 木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
うち、GHG 関連情報を伴うもの	(該当項目とその量・単位を記載)

(注)① 単位は、該当するものを○で囲んで下さい。

認定事業者の認定取消通知書

年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

貴事業体については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定に基づき、年 月 日付けで()に係る認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 : 大分県造素協 第 号
【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】
(大分県造素協 第 号 — G)
- 2 事業者の所在地 :
- 3 事業者の名称 :
- 4 代表者の氏名 :
- 5 取消の理由

様式 6

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

印

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】

(大分県造素協 第 号 — G)

(TEL , FAX)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明) を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定(継続)を受ける場合】

この申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 創業年 : 年
従業員数 : 人

2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)

○ 原木 :
・ 製材用等 m3 ・ 発電用 (t, m3)

○ 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)
○○等 m3

3 過去3年間の合法木材、間伐材及び発電用木質バイオマスの取扱実績

合法木材:「木材・木材製品」、間伐材:「コピー紙用間伐材」、発電用木質バイオマス:「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス」等に区分して、適宜作成して下さい。

4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況

別添1-1、1-2 の「分別管理の実施」のための保管場所等がわかる図面(見取り図等)を添付してください。

5 分別管理及び書類管理の方針

別添1-1により作成して下さい。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は別添1-2により作成して下さい。

6 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載してください。

(名 称) (認定番号)

7 その他

資格(ISO、JAS等)を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去してください。

別記 1

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料

1 認定手数料

対象者	合法証明、間伐材確認に係る認定の場合	発電利用証明、GHG 関連情報に係る認定を含む場合
組 合 員	1万円	2万円
組合員以外	1万円	3万円

2 継続認定手数料

対象者	合法証明、間伐材確認に係る認定の場合	発電利用証明、GHG 関連情報に係る認定を含む場合
組 合 員	5千円	1万円
組合員以外	5千円	1万5千円

- ※ ① 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマス証明のうち、一つ以上認定を受けている事業体を認定する場合の認定手数料は継続認定手数料とする。
- ② 現地審査が必要な場合は実費を徴収するものとする。実費とは、旅費等とし、本団体の定めるところによる。
- ③ GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施する。

分別管理及び書類管理方針書(例)

(事 業 者 名)
年 月 日作成

本方針書は、本団体が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理等の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当(事 業 者 名)において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、(氏 名)を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
また、製材品等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等とその他の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ等の加工に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないように加工する。
- ・ 原木・チップ等の出荷に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びその他の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別添1-2

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書(例)

(事 業 者 名)
年 月 日作成

本方針書は、本団体が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理等の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当(事 業 者 名)において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、(氏 名)を分別管理・GHG 関連情報等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
また、製材品等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等とその他の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ等の加工に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないように加工する。
- ・ 原木・チップ等の出荷に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、本要領第4に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する。(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- ・ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

(民有林からの出材)

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 間伐材等由来の木質バイオマスの種類
 - A. 間伐材
(※ 間伐材に除伐を含む場合は、その旨を記載)
 - B. 保安林から出材された木材
 - C. 森林経営計画対象森林から出材された木材
 - D. その他 ()
- 2 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
- 3 物件(森林)所在地
- 4 伐採面積 h a
- 5 樹 種
- 6 数 量 (t、m3)
- 7 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
☐ 林地残材等
☐ その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
トラック最大積載量： ☐ 4t 車以上 ☐ 10t 車以上 ☐ 20t 車以上
輸送距離： ☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下 ☐ 50km 以下
 ☐ 100km 以下 ☐ 150km 以下 ☐ 200km 以下 ☐ 300km 以下
(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付
また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを

添付

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書(所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述)を添付。

GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別添2—2 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書例

(国有林からの出材)

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 出材元の森林管理署名
- 2 物件(森林)所在地 (林班名など)
- 3 伐 採 面 積 h a
- 4 樹 種
- 5 数 量 (t、m3)
- 6 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - ☐林地残材等
 - ☐その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量：☐4t 車以上 ☐10t 車以上 ☐20t 車以上
 - 輸送距離：☐10km 以下 ☐20km 以下 ☐30km 以下 ☐40km 以下 ☐50km 以下
 - ☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下 ☐300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 森林管理署等と事業者の売買契約書の写しを添付

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
 - 2 物件(森林)所在地
 - 3 伐採面積 h a
 - 4 樹 種
 - 5 数 量 (t、m3)
 - 6 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - ☐ 林地残材等
 - ☐ その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量： ☐ 4t 車以上 ☐ 10t 車以上 ☐ 20t 車以上
 - 輸送距離： ☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下 ☐ 50km 以下
 - ☐ 100km 以下 ☐ 150km 以下 ☐ 200km 以下 ☐ 300km 以下
- (該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付

GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別添2—4 伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における
一般木質バイオマスの証明書例

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、全て()であることを証明します。

※ ()には剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。

記

1 物件名()

※()には、剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。

2 当該バイオマスの発生場所(伐採箇所など)

3 樹 種

4 数 量 (t、m3)

5 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分

☐ 林地残材等

☐ その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量 : ☐ 4t 車以上 ☐ 10t 車以上 ☐ 20t 車以上

輸送距離 : ☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下 ☐ 50km 以下

☐ 100km 以下 ☐ 150km 以下 ☐ 200km 以下 ☐ 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種
 - 2 数 量 (t、m3)
 - 3 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
- (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- ☐チップ加工
☐ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)
☐ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量： ☐4t 車以上 ☐10t 車以上 ☐20t 車以上
 輸送距離： ☐10km 以下 ☐20km 以下 ☐30km 以下 ☐40km 以下 ☐50km 以下
 ☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下 ☐300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種
- 2 数 量 (t、m3)
- 3 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- ☐チップ加工
☐ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)
☐ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量： ☐4t 車以上 ☐10t 車以上 ☐20t 車以上
 輸送距離： ☐10km 以下 ☐20km 以下 ☐30km 以下 ☐40km 以下 ☐50km 以下
 ☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下 ☐300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(一般木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

別添2—7 製材等残材に係る製材工場等から販売先に添付する
一般木質バイオマスの証明書例

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の製材等残材は、全て一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に
分別管理されていることを証明します。

記

- 1 製材等残材の物件名
- 2 樹 種
- 3 数 量 (t、m3)
- 4 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - ☐製材等残材